

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年12月23日作成)

法令名	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律					
根拠条項	第21条第5項					
許認可等の種類	特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定					
法令の定め	第21条第5項（別紙のとおり）					
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）</li> <li>○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第229号）</li> <li>○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）</li> <li>○環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号）</li> <li>○環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドラインの制定について（令和4年9月15日付け4環バ第161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知）</li> <li>○農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画（令和4年12月23日北海道、全道179市町村）</li> <li>○農業における環境負荷低減事業活動の実施に関する計画等の認定要領（令和4年12月23日食政第1059号）</li> </ul>					
標準処理期間		提出先が農業協同組合の場合		提出先が市町村の場合		
		関係機関等に協議又は意見聴取する場合	関係機関等に協議又は意見聴取しない場合	関係機関等に協議又は意見聴取する場合	関係機関等に協議又は意見聴取しない場合	
	総期間	160日 【170日】	40日 【50日】	150日 【160日】	30日 【40日】	(注：休日は含まない)
	経由機関	20日 【30日】	20日 【30日】	10日 【20日】	10日 【20日】	(農業協同組合及び市町村又は市町村【農業協同組合、市町村及び(総合)振興局又は市町村及び(総合)振興局】)
	協議機関	60日 【60日】	— 【—】	60日 【60日】	— 【—】	(農林水産省又は市町村【農林水産省又は市町村】)
	処分機関	80日 【80日】	20日 【20日】	80日 【80日】	20日 【20日】	((総合)振興局【本庁】)
※2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものは【 】を適用						
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課					
申請先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課					
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課					
備考	(公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/137841.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/137841.html</a> ) ・2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものの処分の担当は、農政部農政課 (電話番号：011-231-4111 (内線：27-114))					

[法令の定め]

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

第21条第5項 都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該特定環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。

二 当該特定環境負荷低減事業活動が地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものであると認められ、かつ、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。

三 当該特定環境負荷低減事業活動に農業改良措置が含まれる場合には、農業改良資金融通法第七条の規定により同法第六条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

四 当該特定環境負荷低減事業活動に林業・木材産業改善措置が含まれる場合には、林業・木材産業改善資金助成法第八条の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

五 当該特定環境負荷低減事業活動に経営等改善措置が含まれる場合には、沿岸漁業改善資金助成法第八条第一項の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

六 当該特定環境負荷低減事業活動に処理高度化施設の整備が含まれる場合には、家畜排せつ物法第九条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

七 当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に前項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ（1）の土地が指定市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の区域以外の区域内にある農地（耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）であり、前項第一号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、同法第四条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合には、同条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

八 当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に前項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ（1）の土地が指定市町村の区域以外の区域内にある農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）であり、同号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地又は採草放牧地である当該土地を農地又は採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合には、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。